

各 位

平成 28 年 11 月 24 日

会 社 名 マ ル マ ン 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 出 山 泰 弘

(コード番号：7834)

問 合 せ 先 常 務 執 行 役 玄 周 容

(TEL：03-3526-9970)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を平成 28 年 12 月 22 日開催予定の第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 役付取締役の構成に関する事項について、将来の経営体制の強化に備え、現行定款第24条（代表取締役および役付取締役）を変更するものです。
- (2) 株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第15条（招集権者および議長）ならびに第25条（取締役会の招集権者および議長）に定める株主総会および取締役会の招集権者および議長を社長から代表取締役に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年12月22日

定款変更の効力発生日 平成28年12月22日

以上

別紙

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>取締役会の決議によって、取締役社長 1 名、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会によって定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 <u>代表取締役が2名以上ある場合には、代表取締役は各自当社を代表する。</u></p> <p>3 <u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会によって定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>